

はむら市民と産業のまつり 2024 出店要綱

【飲食・商品・物品販売、工業製品販売受注、建設商品販売受注、特産品販売用】

※PR展については、【はむら市民と産業のまつり 2024 PR展出展要綱】をご覧ください。

1. 開催日時

令和6年11月2日（土）・11月3日（日）

午前10時～午後4時＜営業時間＞

午前10時以前、午後4時以後の営業は絶対行わないこと

2. 会場

S&Dスポーツパーク富士見（富士見公園）

3. 出店資格

次の①から⑥のいずれかに該当するもので、2日間とも出店できるもの。

- ①羽村市商工会会員（羽村市内に事業所を有し、現に事業を営んでいる）で通常の営業内容と同じ営業内容で出店する事業者。

なお、上記のうち、移動販売を行う者（販売用の自動車（以下キッチンカーという）での販売も含む）の事業所については、移動販売を行う者の居住地が羽村市内であることとする。

（注意例）通常飲食業を営まないものが飲食業として出店することはできません。

※商工会費の滞納がないこと。

※キッチンカーについてはレンタルは不可とする。

- ② 羽村市内で常時活動している市民団体等、実行委員会が認めたもの。

※市民団体とは、団体の構成員が5名以上であり、その7割以上が羽村市内に在住・在勤している者で構成される団体をいいます。（例：町内会・自治会、スポーツクラブ、〇〇保育園父母会等）

※市内で常時活動していることがわかる活動報告書や収支決算書、市民や在勤者で構成された団体であることが証明できる構成員の住所地や、在勤者の勤務先がわかる名簿等を提出していただきます。

- ③ 北杜市において営業する事業者または団体

- ④ 東京都多摩島嶼地域の商工会

- ⑤ 地域特産品販売を行う事業者、商工会、商工会議所、自治体、行政関連団体、その他団体等。事業者においては所在する地域商工会または商工会議所の会員であり、実行委員会が認めたもの。

- ⑥ その他実行委員会が認めたもの

※名義貸しは、一切認めない。

※②～⑥の出店資格の者に関してはキッチンカーでの出店を不可とする

4. 出店区分

出店資格に応じて次のように区分する。

- (1) 商品販売、工業製品販売受注、建設商品販売受注 <出店資格①・⑥>
- (2) 飲食販売、※物品販売 <出店資格①・②・⑥> ※物品販売は出店資格②に限る
- (3) 特産品販売 <出店資格③・④・⑤・⑥>

出店区分一覧

羽村市商工会 会員等		市民団体等		
出店区分	商品販売 工業製品販売受注 建設商品販売受注 特産品販売	飲食販売 物品販売		
	一般出店	キッチン カー		
申 込 上 限 数	4 テント(特産品販売は 上限1テント)	1 テント	1 台	1 テント
出 店 料 (1テント当り) (1台当り)	30,000円 (中止の場合、返金なし)	15,000円	1品目の場合 15,000円 2品目の場合 25,000円	15,000円
		(中止の場合、返金なし)		
テントサイズ (単位：cm)	間口約360× 奥行き約270	間口約270×奥行き約180 キッチンカーは全長500×幅200程度		
テント内設備 (1テント当り) (1台当り)	机2・コンセント1 (注1)	机1・コンセント1 (注1) (注2)		
電気最大使用量 (1テント当り) (1台当り)	合計で1,000W ※キッチンカーは2,000Wまでとする (いずれも発電機の使用は禁止する)			
販売できるもの	原則として通常店舗等 で販売しているものと する。(風紀上好ましく ないものを除く。(注6))	【飲食販売】 保健所が定めた飲食店行為の場合は、1品 目(未開封飲料類を除く)とする。また、 食料品販売行為は、保健所で定められた範 囲内とする。(注3)(注4)(注5) 5. 飲食販売出店者の留意事項 P4 参照 【物品販売】※市民団体に限る 実行委員会が認めたもの(例：スーパーボ ールすくい、射的等)		
出店場所の決定	実行委員会で指定	飲食販売：公開抽選にて決定 物品販売：実行委員会で指定		
説明会の有無	なし	飲食販売：あり【9月19日(木)】 物品販売：なし		

(注1) 実行委員会の用意したテント内設備は持ち帰らないこと。誤って持ち帰ってしまった場合は速やかに申し出、出店者清掃までに返却をすること。

(注2) キッチンカーの場合は机の支給なしでコンセントのみとする。

(注3) 飲食販売出店者については、1 テント内において出店できる食品は保健所が定めた、以下の範囲とする。(別紙「行事において簡易な施設で食品を提供する皆さんへ」参照) ただし、別途保健所が認めた場合を除く。

① 飲食店行為及び菓子製造行為として取り扱うことのできる食品(1品目)

② 食料品販売行為として取り扱うことのできる食品

＜食料品販売行為として取り扱うことのできる食品は、事前に容器包装済で製造年月日・製造者氏名・製造元住所・消費期限等の表示があり、食品衛生法に準拠したもの。取扱食品の範囲は臨時営業者の営業範囲内。＞

(注4) 出店日数が1年間に5日を越える場合には、出店者が個別に保健所において「営業許可書(臨時)」を受けること。＜申請から許可まで時間がかかるため、予め準備すること＞

(注5) 当まつりでは、キッチンカーによる販売可能品目数は2品目までとし、施設の基準等は東京都福祉保健局・保健所が発行する「新たに食品に関する営業を始められる皆さんへ」-自動車関係営業許可申請書の手引-に準ずる。

(注6) 車両の展示及び販売を行う者については会場内でのエンジン始動を禁止する。

5. 飲食販売出店者の留意事項

① 飲食販売出店者説明会及び小間割抽選会について

【羽村市商工会会員 等】

日時：令和6年9月19日(木) 午後2時～

場所：羽村市産業福祉センター 2階 iホール

※1事業所につき1名必ず出席すること

※当日は、受付順に抽選番号クジを引いた後、食品実務講習会及び消防署による火気の取り扱いに関する説明会を行う。その後、出店者説明会及び小間割抽選会(iホールにて)を行う。

※小間割抽選会では、受付順に引いたクジに記載の番号順に、希望する出店場所を選択していただきます。

【市民団体 等】

日時：令和6年9月19日(木) 午後3時～

場所：羽村市産業福祉センター 2階 iホール

※1団体につき1名必ず出席すること

※当日は、受付順に抽選番号クジを引いた後、消防署による火気の取り扱いに関する説明会を行う。その後、出店者説明会及び小間割抽選会(同施設・電腦会議室にて)を行う。

※小間割抽選会では、受付順に引いたクジに記載の番号順に、希望する出店場所を選択していただきます。

②酒類については開栓販売とする(缶ビール等を提供する場合、プルタブを開けてから提供)。それ以外の飲料(缶コーヒー、缶ジュース等)は、従来通り、缶やペットボトル等のフタを開けずに提供する。

③テント及びキッチンカー(給水タンク容量200L以上は除く)で仕込み(切る、串にさす、泡立てる等)を行わないこと。食材は毎日持ち帰るなど食中毒が発生しないように衛生管理に十分注意すること。

※生もの(さしみ・すし等)、生クリームを取り扱わない。

※仕込みの必要な原材料を使用する場合は、あらかじめ営業許可を受けた施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用(調理)直前まで十分に冷蔵したものを使用する。

※かき氷には飲料水を使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いる。

※現場での製造、加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わない。

※とろろてん、かき氷、清涼飲料水及び酒類を除き、客への提供直前に加熱処理が行えるもの以外は取り扱わない。

④火気を扱う者は、1テントにつき1本消火器(薬剤量3kg程度のもの且つ使用期限内のもの)を必ず用意すること。また閉店後は、プロパンガス・炭などの火気を必ず毎日持ち帰ること。

※コンロの下には、耐熱ボード等、「不燃のもの」(鉄以外)を敷くこと。

⑤油を使用する者は、ダンボールやシートを敷き、地面に油等が付着しないようにすること。なお、付着した場合には、速やかに清掃すること。

⑥クーラーボックスを使用する出店者は温度計、火気を扱う出店者は消火器が無いことが判明した場合、その場で営業を中止させ、用意できるまで営業を中断することとなる。

6. 出店申込

申込書に記入のうえ令和6年9月13日(金)午後5時までに、下記窓口へ申し込むものとする。なお、出店者多数により予定小間数(テント数)を上回った場合は出店できない、又は出店申込小間数(テント数)を削減する場合がある。その場合は実行委員会においてテント数の多い事業所から抽選とする。

出店区分	申込窓口
商品販売・飲食販売・工業製品販売受注・建設商品販売受注・特産品販売	羽村市商工会 TEL: 042-555-6211
市民団体等の飲食販売・物品販売	羽村市産業振興課(羽村市役所西分室) TEL: 042-555-1111 (内線666・667)

(注) 出店申込後に出店内容を変更することは不可。

7. 申込必要書類

〈テント販売〉

- 1) 出店申込書
- 2) 飲食販売出店者に限り、臨時出店届、営業許可書（臨時）コピー、行商鑑札コピー
＜行商鑑札は食品販売行為を行う者のみ必要＞ 各2部
- 3) 証明書を貼る台紙
- 4) 誓約書
- 5) 出店店舗代表者及び営業に従事する者の届出書
- 6) 商工会または商工会議所会員加入証明書
＜P1 出店資格⑤・⑥地域特産品販売事業者のみ＞
- 7) 出店料（P3 出店区分一覧を参照）
- 8) 市民団体においては、市内で常時活動していることがわかる活動報告書や収支決算書、市民で構成された団体であることが証明できる構成員の住所地や、在勤者の勤務先がわかる名簿等を提出していただきます。
※その他、必要に応じて書類提出を求める場合がある。

〈キッチンカー販売〉

- 1) 出店申込書
- 2) 自動車での飲食店営業の営業許可書及び行商鑑札、運転免許証等、本人確認できる書類のコピー
- 3) 証明書を貼る台紙
- 4) 使用するキッチンカーの車検証のコピー、「営業許可済であることを表わす標識（ステッカー）」のコピー
- 5) 誓約書
- 6) 出店店舗代表者及び営業に従事する者の届出書
- 7) 出店料（P3 出店区分一覧を参照）
※その他必要に応じて書類提出を求める場合がある。

8. 出店許可

保健所・消防署・実行委員会の許可を受けた後、出店者に「出店許可証」を交付する。この出店許可証は、テント背面（キッチンカーの場合はフロントガラス）の見やすい位置に必ず掲出すること（紛失した場合は、出店が出来なくなるため、営業時間終了後には必ず持ち帰ること）。

9. 搬入・搬出

前 日 搬 入 時 間	午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分＜ 1 1 月 1 日（金）＞
当 日 搬 入 時 間	午前 8 時 0 0 分～午前 9 時 3 0 分＜ 1 1 月 2 日（土）・3 日（日）＞
搬 出 時 間	午後 4 時 1 5 分～午後 6 時 0 0 分＜ 1 1 月 2 日（土）・3 日（日）＞
車 両 台 数	出店テント数と同数（例：1 テント申込の場合 1 台まで） ※上限 2 台まで（4 テントの場合でも 2 台とする） ※キッチンカーで申込の場合はキッチンカーのみとする

※営業時間：両日とも午前 1 0 時から午後 4 時まで（午前 1 0 時以前、午後 4 時以後の営業は絶対に行わないこと）

※電力：金曜日は使用不可。土曜日・日曜日は午前 8 時 0 0 分～午後 6 時 0 0 分。
なお搬出終了と見做される箇所は実行委員会の判断で時間前に消灯する場合があります。

【出店者注意事項】

- ①「通行許可証」を車両のフロントガラスに必ず掲示すること。掲示がない車両は会場内への進入を認めない。
（なお、天候等によりグラウンド内に車両が進出できない場合がある）
- ②搬入後は、速やかに実行委員会で指定した駐車場（市役所職員駐車場）に車両を移動し、会場内や周辺道路、指定された駐車場以外の駐車等はしないこと。
- ③時間を厳守すること。特に事前の搬入・搬出は行わないこと。
- ④会場周辺道路での駐車または長時間（5 分以上）の停車は行わないこと。
- ⑤搬入・搬出の際は歩行者に注意し、会場内は必ず徐行運転（時速 10Km 以下）をすること。
※搬入・搬出時は、ハザードランプを点滅させること。
- ⑥大型トラック等により搬入を行う出店者は、近隣の出店者へ譲り合いに心掛け、近隣の出店者の迷惑にならないように駐車すること。
- ⑦店名看板は、必ずテント前に見えるように掲示すること。
※店名看板は、次年度以降も引き続き使用する予定なので、持ち帰らないよう十分注意すること。誤って持ち帰ってしまった場合は速やかに申し出、出店者一斉清掃までに返却すること。
- ⑧音を出して営業する場合は近隣の出店者・来場者・近隣住民に配慮すること。

10. ごみ（出店者一斉清掃）

出店者のごみは、出店者が必ず持ち帰ること。また、1 1 月 4 日（月・祝）午後 2 時～4 時までの間、富士見公園本部テント跡地に集合し、実行委員会事務局の参加確認後、出店者一斉清掃を行うので、必ず参加すること。なお、軍手は各自で用意すること。
※はむら市民と産業のまつり両日とも、各自テントの周辺を清掃して帰ること。
※水や氷の廃棄は禁止する。

11. 現場指示・違反

- ①実行委員及び現場で警戒にあたっている関係者の指示には、必ず従うこと。
- ②この要綱に定めた事項や現場指示に従わなかった場合には、イエローカード（警告）・レッドカード（即時出店停止）のペナルティを科す。

※レッドカードは、即座に出店を取り消し、次年度の「はむら市民と産業のまつり」に出店できなくなる。

※イエローカードは、累計2回でレッドカードとする。

イエローカード1枚の場合は次年度模擬店出店申込の際に誓約書の提出を求める。

（イエローカードは次年度の「はむら市民と産業のまつり」の翌日に行う出店者一斉清掃日まで累積する。）

※異議申し立ては一切認めない。

- ③現場責任者は、常時現場にいること。

【ペナルティ事項】

レッドカード：出店場所・名義の貸借、イベントの運営に影響を及ぼす事故等

イエローカード：時間外の搬入・搬出、逆走、出店許可証の忘れ、ごみの投棄（氷・水等を含む）、ガス等火気の置き去り（前日・1日目終了時）、出店者一斉清掃の不参加、指定場所以外での喫煙、営業時間内のテント内での飲酒等

※上記以外にも出店要綱の定めている事項に違反した場合は、ペナルティ対象とする。

12. 売上報告書等の提出

売上報告書を11月11日（月）までに、羽村市商工会へFAX等により提出すること。＜FAX：555-6210＞

なお記載は売上高・契約高を記載し、売上総利益（粗利益）、営業利益を記載しないこと。

13. その他

- ①はむら市民と産業のまつり期間中の出店者テント及び出店者駐車場などにおける、盗難や事故などのトラブルについては、実行委員会では一切責任を負わない。貴重品は、必ず持ち帰るなど各自で管理すること。
- ②台風等自然災害が予測される場合、実行委員会側で「はむら市民と産業のまつり」の内容の全部または一部を中止・変更することもある。その際は安全確保の為、搬出を依頼することもあるので、実行委員会関係者の指示に従うこと。なお、中止の判断の場合、出店料の返金及び営業補償等一切行わない。
- ③台風等自然災害が予測され、「はむら市民と産業のまつり」が中止になった場合は防災行政無線、羽村市公式サイトにて周知する。はむら市民と産業のまつり当日不明点がある場合には、「はむら市民と産業のまつり」会場内本部まで連絡すること。
- ④喫煙は、指定された喫煙場所で行うこと。テント内やテント裏などで喫煙は行わないこと。
- ⑤不明点については、各申込窓口に問い合わせること。

【羽村市商工会会員等】

商工会会員等による飲食販売・商品販売・工業製品販売受注・建設商品販売受注・
特産品販売

羽村市商工会 TEL042-555-6211

【市民団体 等】

飲食販売・物品販売

羽村市産業環境部産業振興課 TEL042-555-1111 内線 666・667